

VISION

プランの目標

人々の権利と尊厳が守られ、すべての子どもたちが能力を最大限に発揮できる世界を実現する。

MISSION

プランの使命

1. 子ども、家族、地域の人々が、人間としての基本的な生活条件を備え、社会活動に参加し、自立を達成できるよう支援する
2. 異なる国籍や文化を持つ人々の相互理解を深め、皆が協力できる関係を築く
3. 世界中の子どもたちの権利と利益の確立を図る

公益財団法人プラン・ジャパン

〒154-8545 東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22-11F
TEL 03-5481-0030 FAX 03-5481-6200
hello@plan-japan.org www.plan-japan.org

2012.9.28

子どもと築く、未来のしくみ



Plan's Policy on Gender Equality

Building an Equal World for all Children

ジェンダー平等に関するプランの方針

～すべての子どもに平等な世界を～



子どもと築く、未来のしくみ



Plan's Policy on Gender Equality

Building an Equal World for all Children

ジェンダー平等に関するプランの方針

～すべての子どもに平等な世界を～

プランは、世界をよりよい場所に変えていくという自らのビジョンを達成するには、「ジェンダー平等」が重要だと考えている。よりよい世界とは、すべての子どもたち、つまり女の子も男の子もともに、人々の権利と尊厳が尊重される社会で暮らし、自らの能力を存分に発揮できる世界である。

女の子も男の子も、本来もっている権利は同じ。にもかかわらず、同じだけの権利が認められない現実……。

「ジェンダーの不平等」は国や地域によって異なる形となって表れているが、プランは活動するすべての地域において何かしらのジェンダーに基づく差別、ジェンダーに基づく固定観念、そして男女間や女の子や男の子の間の不公平な力の配分に直面している。

この不公正は、特に女の子や女性の生活に、幼少期から成人期にわたって影響を与え続ける。例えばそれは乳幼児や小児の死亡率を上げ、学習達成度を低め、子どもたちをあらゆる危険から守ることができない現状を生み出す。また、一家の経済状況を不安定にし、家庭および地域における意思決定への子どもや若者の参加を阻む。

こうした数々の「子どもの権利」の侵害は、ジェンダーに基づく不公平、排除、不公正に起因している。

「子どもの権利」の保護・促進を使命とするプランの活動において、「ジェンダー平等」を達成することは欠かすことのできない目標である。

「ジェンダー平等」に関するプランの取り組みは、「子どもの権利条約(the Convention on the Rights of the Child/CRC)」および「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (the Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women/CEDAW)」によって策定された国際基準に基づいている。

Plan believes that gender equality is central to achieving our vision for change.

『ジェンダー平等に関するプランの方針』の
拠り所となる国際基準

- 1989年の国連「子どもの権利条約 (CRC)」が、プランの活動におけるもっとも重要な基準である。プランの「子どもとともに進める地域開発 (Child Centered Community Development/CCCD)」アプローチは、子どもが本来持てる可能性を開花させることができるよう、彼らの能力強化を後押しする市民社会の行動、そして「子どもの権利条約」の下で生じる責任を果たすという各国の取り組みを前提にしている。
- 1979年の国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)」は、しばしば女性の権利を守るための国際的な人権規定として言及される。この条約を受け入れられることにより、各国政府はあらゆる形態のジェンダーに基づく差別に終止符を打つ手段を取ることを誓う。
- 『ジェンダー平等に関するプランの方針』の主要基準となるのは、上記の他に「国際人口・開発会議」(1994年、カイロ)、「北京宣言」および「北京行動綱領」(1995年)とそれらの補足文書、「国連女性の地位委員会」によるコミットメント(「女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃」(2007年)を議題とする第51回会合を含む)、および「子どもの暴力に関する国連調査」(2006年)による提言を受けて作成された文書である。加えて、国連ミレニアム開発宣言(2000年)では、ミレニアム開発目標に反映されているとおり、「ジェンダー平等」と女性のエンパワメントの推進を通じて貧困と闘うための世界的な取り組みを呼びかけている。

The Objectives of Plan's Policy on Gender Equality

『ジェンダー平等に関するプランの方針』が目指すもの

2004年に、プランは組織の指針として、「ジェンダー平等」とジェンダー主流化を正式に採用した。さらに、それらを強化し作り上げたものが『ジェンダー平等に関するプランの方針』である。本方針は「子どもの権利」に基づくプランの「子どもとともに進める地域開発 (CCCD)」に呼応し、プランが進める2つの国際キャンペーン、「Because I am a Girl ～世界の女の子に、生きていく力を。～」と「Learn without Fear ～体罰・いじめ・性的虐待のない学校推進～」において、プランの方針基盤を強化する。

『ジェンダー平等に関するプランの方針』の目的は以下の通りである。

- 世界中にあるすべてのプラン事務所のあらゆる階層において、「ジェンダー平等」の推進に向けた明確なビジョン、揺るぎないメッセージ、そして協調的アプローチ方法を提示する
- プランが自らに説明責任を課す「ジェンダー平等」の基準を設ける
- プランのスタッフに対し、個人的にも職場においても、「ジェンダー平等」の原則を遵守・実践するよう指導を行う
- 女の子でも男の子でも権利を平等に行使できるように提言するプランの取り組みを再確認し、強化する
- 「ジェンダー平等」に関するプランの取り組みを実行に移すための組織文化を育てる
- 「ジェンダー平等」に関するプランの姿勢を全世界、全国、各地域の関係者や協力者たち(子どもを含む)に伝える
- 「ジェンダー平等」と子どもの権利の推進に、関係者や連携先とともに取り組む

The Context : Gender Justice

背景：ジェンダーの公正

ジェンダーによる格差の解消には、ある程度の成果が上がっている。多くの国がジェンダーによる差別を禁ずる法案を可決し、女兒中絶、早すぎる結婚、女性性器切除などの、女の子に害を及ぼす慣習を法的に禁止している。学校に通って教育を修了する女の子の数は増加しつつある。公的機関で働く女性の数も増え、女性が経済活動に参加する機会も増えている。

しかし世界中どこに行っても、貧困、不公正、差別によって影響を受けるのはいまだに女性が圧倒的に多い。女の子や女性は男の子や男性と比べて社会的地位が低く、自分の人生を切り拓いていくことができる可能性が低く、意思決定の力が弱く、社会的サービスや経済資源へのアクセスも限られている。

ジェンダーに基づく差別やジェンダーに基づく固定観念は人権の侵害であり、何世代にもわたる悪影響を地域社会に与えかねない貧困の連鎖の一因である。学校に通うことを許されない、あるいはまだ幼いうちに結婚させられた女の子たちは不利な立場に置かれるという困難に直面し、そのために将来的には自らの娘や息子たちの権利をきちんと守り、行使することができない。男性優位を促進するジェンダーに基づく固定観念は、女の子と健全な関係を築くという男の子の能力にも影響を及ぼし、思いやりのあるパートナーあるいは父親へと育つ男の子たちの可能性を阻害する。例えば、女性に対して攻撃的で優位を感じるように育てられた男の子は、暴力的で虐待的な大人になるリスクが高い。

「子どもの権利」と「女性の権利」の関係性を鑑み、プランはそのプログラム、方針、パートナーシップ、運営において、「子どもの権利」と「ジェンダー平等」の両方を推進する取り組みを採用している。プランは、すべてのプログラムに、「ジェンダー平等」に関する目標と対策を盛り込むことに専心している。同時に、プランは既存のジェンダー格差を解消するために女の子や女性のエンパワメントのためのプログラムを実施し、女の子や女性が不平等、差別、固定観念を克服できるよう支援していく。

プランは、「ジェンダー平等」を推進するうえで、的を絞った戦略的な投資がプログラムの質を向上させ、貧困削減と人権の保護と行使に大きく貢献すると信じている。

このため、プランは個人レベルから社会的機関や政策レベルに至るまで、あらゆる階層においてジェンダーの不公正に対し、真っ向から取り組む。その過程で、プランはプログラム（注1）、パートナーシップ、組織文化のあらゆる側面において「ジェンダー平等」を積極的に推進していく。

注1) プランの活動分野は文書「子どもの貧困を終わらせるために子どもの権利を推進する」（2010年）で説明されている：保健、性と生殖に関する健康と権利、教育、水と衛生、家計の安定、子どもの保護、子どもの参加、および緊急支援である。
<http://plan-international.org/about-plan/resources/publications/about-plans-work/promoting-child-rights-to-end-child-poverty-1>

Plan's Commitments

プランの取り組み

「子どもとともに進める地域開発」^(注2)に掲げた6原則に基づき、プランは以下の12の取り組みを行う。

CCCD 原則 Principles
プランのプログラムの中心は子どもである
プランの取り組み Commitments
1. プランは子どもの権利を推進するため、ジェンダーによる差別、固定観念、男女間および女の子と男の子の不平等な力関係に正面から取り組む。 ジェンダーによる差別、ジェンダーに基づく固定観念、およびジェンダーの不平等は、子どもたちの「生存する権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」、そして「適正な水準の生活を送る権利」を妨げる根本要因のひとつである。「ジェンダー平等」に関するプランの姿勢は、あらゆる活動の中心に子どもの権利を据えるというプランの原則と切り離すことのできない概念である。すなわちプランは、子どもが成長の様々な過程で経験するジェンダーの不平等とその影響を理解するよう努め、ジェンダーに基づく不公正の構造的・体系的要因に取り組むことで適切に対応していく。

注2) 「子どもの貧困を終わらせるために子どもの権利を推進する」（2010年）
<http://plan-international.org/about-plan/resources/publications/about-plans-work/promoting-child-rights-to-end-child-poverty-1>

CCCD 原則 Principles
プランのプログラムは、人権の基準と原則に導かれている。
プランの取り組み Commitments
2. プランは明確な人権および子どもの権利として、「ジェンダー平等」を擁護し、推進する プランの活動は、「ジェンダー平等」と「子どもの権利」が本質的に密接に関連しているという理解のもとに行われている。子どもの貧困を撲滅し、子どもの権利を推進しようというプランの活動は、「ジェンダー平等」を推進する活動とは切り離すことができない。 3. プランは、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を撲滅し、子どもの尊厳を損なったり、身体的・心理的危害から守られるべき子どもの権利を侵害したりするような慣習を撲滅させるべく、組織的に活動を行う。 ジェンダーに基づく暴力の被害者は、女の子と女性に著しく偏っている。身体的損傷や危害をもたらす多くの慣習の被害者もまた同様である。これらは、家庭や教育機関、職場、地域社会で行われるジェンダーの不公正の中でも特に非道なものである。プランは、あらゆる環境（緊急事態や災害時も含め）において子どもたちを危険から守り、暴力を根絶するべく活動をする。

CCCD 原則 Principles

プランはプログラムを通じ、すべての人々が社会参加でき、差別のない環境を促進する。

プランの取り組み Commitments

4. プランは多様性を尊重し、文化の違いに配慮したプログラムやパートナーシップを構築する。プランはジェンダーによる差別、偏見、不平等を生む慣習を許容しない。

子どもは、地域社会が持つ文化や伝統を反映した役割やアイデンティティに合わせて育てられる。文化的多様性は確かに貴重な財産である。しかし、伝統や文化が同時に差別や排除、「子どもの権利」の侵害の要因となることもある。プランは、パートナーである活動地域の文化的多様性を尊重し、称賛する。ただし、性別、年齢、宗教、民族、経済力、カースト、市民権、性的指向、婚姻区分、身体的あるいは精神的障がい、HIV感染の有無、都会・農村部居住のいずれに基づくものであれ、排除や差別を克服していく。プランはコミュニティと協力し、子ども自身の文化的背景の中に潜む不公正を克服し、伝統を内側から変えて、より広範囲な「ジェンダー平等」と公正を実現すべく努力する。

5. プランはジェンダーに基づく排除および差別の要因に対処するため、社会的変革に向けた長期的戦略を実践する。

プランは、ジェンダーによる差別が社会的排除を強めると考えている。体が不自由な子ども、難民の子ども、非常に貧しい子ども、社会的に排除された子どもの中で、一般的に女の子は男の子よりも差別や暴力、搾取、ネグレクト（育児放棄）を経験する割合が高い。社会からもっとも排除された弱い立場にある子どもたちとともに活動することは、プランの「子どもとともに進める地域開発」（注3）の重要な側面である。社会的排除を解決するために、プランはジェンダーの不公正に取り組む。ジェンダーの不公正は具体的な活動分野であると同時に、社会的排除の全ての根本原因でもある。

CCCD 原則 Principles

「ジェンダー平等」はプランの全てのプログラムにおける全体的な目標である。

プランの取り組み Commitments

6. プランはすべてのプログラムに、ジェンダー分析および「ジェンダー平等」を推進する活動を盛り込む。

プランのプログラムは女の子や男の子の権利を支援する。「ジェンダー平等」に向けたプランの取り組みは、開発プログラム、国内・国際的な啓発活動、災害時などの緊急・復興支援にも適用される。女の子や男の子が開発プログラムの資源と恩恵を等しく確実に享受できるようにし、保護者をはじめ子どもたちに責任を持つ大人たちには子どもの権利を尊重し、保護し、遵守するための説明責任を負ってもらう。これらを確実に推し進めることで、プランはジェンダーの不平等に取り組む。プランのマーケティング、広報、資金調達の戦略を通じて、この姿勢がスポンサー、その他の寄付者、その他関係者に伝えられる。

7. プランは女の子と女性のエンパワーメントを推進することでジェンダー格差を解消し、すべての子どもが自らの権利を行使し、平等な機会が与えられるようにする。

女の子と女性のエンパワーメントは、彼女たちが自分の人生について自分で決断や選択を行い、自尊心を高め、自分の将来を積極的に形成していくことができる能力、機会、場を構築する。現在のジェンダーの規範は女性や女の子に不利な形で、偏って機能している。しかしプランにとって、ジェンダーの不平等を削減することは単に女の子を優遇するプログラムを実施することではない。むしろこのエンパワーメント戦略によってプランのすべてのプログラム開発に「ジェンダー平等」という視点を組み込み、プランの活動を補完するものである。プランは、不平等の根本原因を特定するため、複雑な力関係の解明に包括的に取り組む。女の子と女性のエン

パワーメントは、さらなるジェンダーの公正につながる。

8. プランはジェンダーに基づく固定観念やその他のジェンダーによる差別の根本原因に異議を唱えることで、男性や男の子とともにジェンダー公正の推進に取り組む。

「男性性」や「女性性」という固定観念は、すべての子どもに有害である。女の子と男の子、女性と男性が相互理解と尊敬に基づく健全な関係を構築することを妨げるからである。また、家庭での意思決定や子育てにおいて平等に責任分担をしていく上での障壁ともなる。プランの方針およびプログラムは、男の子と男性に対してあらゆる階層におけるジェンダーの公正に取り組むよう働きかけることによって、ジェンダーの関係のあり方を変革していくことを狙いとしている。

CCCD 原則 Principles

プランはプログラムを通じて、子どもの自由で有意義な参加の機会を最大限に増やす。

プランの取り組み Commitments

9. プランは、女の子や男の子が自分の人生に影響を与えるような意思決定のプロセスに、平等で有意義な形で参加できるようにする。

「ジェンダー平等」を推進する活動の一環として、プランは子どもたちの参加を妨げるジェンダーに基づく障壁に対処し、女の子や男の子が個人、あるいはグループとして、声を上げ、意見を聞き入れられ、意思決定に影響を与える機会を等しく得られるようにする。これには、プランのプログラム計画、モニタリング、評価における女の子や男の子の有意義かつ平等な参加も含まれる。

CCCD 原則 Principles

プランは子どもの権利を守り、促進する活動に対して説明責任を負う。

プランの取り組み Commitments

10. プランは組織内の文化において「ジェンダー平等」が生まれやすい環境を生み出す。

プランは、多様性が尊重・推進され、不平等や差別、偏見が排除される、包括的な職場環境を育む。プランは職場内においてあらゆる形のものであれ目立たないものであれ、あらゆる形の不平等と差別に立ち向かえるような、ジェンダーを考慮できるリーダーシップを育成する。プランは、組織のあらゆる階層において、男女間の力と意思決定力の公正な共有を推進する。すなわち、プランはリーダーシップおよびその他の地位に、より多くの女性が就けるよう、積極的に採用、研修、支援を行なう。ジェンダー意識の高い職場環境と組織的文化を支援するため、プランは女性も男性も仕事と家庭に全面的に参加できるようにする、家庭に優しい業務方針を追求する。

11. プランはジェンダーの公正を追求する過程で生じ得るリスクを分析し、女の子や男の子に起こり得る潜在的リスクを予防する対策を取る。

「ジェンダー平等」を実現させるには複雑な社会的変革が必要である。「ジェンダー平等」の推進にはリスクが伴い、長期的目標を達成するためには短期的に対立が生じる可能性がある。プランはそれらのリスクを分析し、リスクを軽減し、起こりうる対立を制御し、プランのプログラムや方針の実践が害を及ぼさないための対策を実行する。

12. プランは「ジェンダー平等」の取り組みのために人的、技術的、財政的資源を結集する。

プランは「ジェンダー平等」の取り組みが技術的、財政的、人的資源の配分に確実に反映されるようにする。

注3) 'One Plan, Rights and Opportunities for Every Child, One Goal, Plan's Strategy to 2015'
(ワン・プラン：すべての子どもに権利と機会を ワン・ゴール：2015年に向けたプランの戦略)

Policy Implementation

Processes to support Plan's policy on Gender Equality

方針の実施

『ジェンダー平等に関するプランの方針』を推し進めるプロセス

本方針はプランの「子どもとともに進める地域開発」の一環としての、「ジェンダー平等」に向けたプランのビジョンと取り組みの概要である。プランがこれらを実行に移す際、そして『ジェンダー平等に関するプランの方針』を実際の活動計画に落とし込む際に、プランの拠り所となるジェンダー戦略が、「子どもとともに進める地域開発」を支えることになる。プランは組織のあらゆる階層のスタッフに対し、「ジェンダー平等」の実現という観点から、業務の計画、実施、モニタリング、評価を行うために必要な技術支援やツールを提供する。

プランの全スタッフは、その職務や勤務地にかかわらず、この方針が定める取り組みに対する説明責任を負う。これは全階層のスタッフの職務履歴や勤務評価にも反映される。

プランの活動国事務所、地域統括事務所、支援国事務局は「ジェンダー平等」に関する方針を実施する。活動国事務所長、地域統括事務所長、支援国事務所長はこのプロセスに対する説明責任を負う。「ジェンダー平等」の進捗はプラン事務所の全階層で作成される四半期報告書に含まれる。

「ジェンダー平等」に関する方針の実施については、プランの国際本部長（CEO）が最終的な責任者となる。国際本部長は国際理事会で毎年、方針の実施について報告する。より広範囲な「ジェンダー平等」に向けた毎年の進捗モニタリングに関しては、「プログラム運営およびリーダーシップチーム（POLT）」が責任を負う。

「グローバル・ジェンダー・レファレンス・グループ」が、『ジェンダー平等に関するプランの方針』をモニタリングするための手法および指標の開発を行う。同グループは毎年POLTに概略報告を提出する。各地域統括事務所は方針の実施を支えるモニタリング機構を設置し、「グローバル・ジェンダー・レファレンス・グループ」に毎年地域報告を提出する。

プランは子ども、地域社会、ともに活動するパートナー、スポンサー、その他の寄付者、スタッフに対し、「ジェンダー平等」に関する方針の実施についての説明責任を負う。この説明責任は本方針の中で概説されている取り組みをプランの「プログラムの説明責任と学習システム（PALS）」に組み込むことによって、確実なものとなる。

『ジェンダー平等に関するプランの方針』は年次報告書や「グローバル・ジェンダー平等評価報告書」に基づいて5年ごと、あるいは必要があればより短期間で見直される。

Gender Equality Standards

「ジェンダー平等」の基準

「ジェンダー平等」に関する方針の実施をモニタリングするため、プランは5分野において、進捗を測定する指標となる基準を策定した。

これらの基準はプランによって採用され、活動国事務所、地域統括事務所、支援国事務局、そして国際本部が発行するプログラムや人材、広報、マーケティングの報告に適用される。これにより本方針におけるプランの取り組みへの説明責任が確実なものとなる。これらの基準の実現は、ジェンダーの公正に関する業務戦略が策定され、その実施に十分な資源が動員された後に、徐々に達成される連続的な取り組みである。

Area 1: Plan's Structures, Systems and Policies

プランの組織、体制、方針

「ジェンダー平等」に向けた対策は、地域事務所、活動国事務所、地域統括事務所、支援国事務局および国際本部を含むプランの各事務所にて、組織の全階層で業務を遂行する手法に組み込まれる。それには、以下が含まれる。

- 人事システムおよび人事方針はジェンダーを考慮したものである。「ジェンダー平等」はスタッフの目標、説明責任、業績管理システム（採用、慰留、昇進、研修、報酬を含む）に組み込まれる。業績モニタリングおよび報告は、「ジェンダー平等」の基準とコミットメントの適用に関する進捗を明確に文書化する。プランは定期的にスタッフや組織運営陣の男女比を確認・報告し、全階層、全職位における男女比の均衡を保つよう務める。
- セクシャルハラスメントに対するプランの行動規範と内部告発方針は全スタッフに周知され、セクシャルハラスメント問題に対応するために効果的に実施されている。セクシャルハラスメントの事例はプランの国際事例報告書で報告される。職場環境におけるジェンダーによる差別が発生した場合に備え、クレーム受付体制が整っている。
- プランはジェンダー主流化に関し、組織として得た知見をモニタリング、評価、制度化する。内容は組織内外で共有される。

- プランは定期的にスタッフやパートナーの技術、知識、姿勢を評価・育成し、『ジェンダー平等に関するプランの方針』についての12の取り組みを実行する。職場管理および研修計画はジェンダー主流化を進めるために必要なキャパシティ（体制、知識、スキルなど）を含むようにする。『ジェンダー平等に関するプランの方針』についての研修は、新人スタッフを採用する際に、必ず行う。
- プラン事務所はその年間予算から、『ジェンダー平等に関するプランの方針』の実現に必要な十分な資金を配分する。活動国事務所、地域統括事務所、支援国事務局、国際本部の人事計画にはジェンダー専門家や担当者が加わる。予算関連のガイドラインには、「ジェンダー平等」の達成を目的とした活動をどのように予算枠組みに統合すべきかについての項目が盛り込まれる。ジェンダー主流化の実施に必要な資源（財政的資源および人的資源）を明らかにし、資金調達の戦略に盛り込む。
- プランの全事務所は、職場環境における「ジェンダー平等」のための活動計画を策定する。ここには、同様な業務に対する同等な賃金と、業績および能力に基づいた昇進の平等な機会を保証する人事方針も含まれる。ジェンダーに関するアクションプランには、柔軟な勤務時間、十分な育児休暇、授乳や保育スペースの提供といった家庭との両立に配慮した職場環境の方針の策定も含まれる。

Area 2: Plan Programmes

プランのプログラム

活動国の戦略的計画および地域事務所の長期的計画を含め、すべての計画はジェンダーによる差別と不平等を体系的に特定して取り組み、「ジェンダー平等」を推進する。これらの計画のもとに策定されるすべてのプログラムは、「ジェンダー平等」を組み込んだものとなる。

これには、以下が含まれる。

- すべてのプログラム設計において、ジェンダーおよび力関係の現状分析が重要な要素となる。
- プログラムには「ジェンダー平等」を推進する目的、指標、戦略、活動、対象、結果が含まれる。
- プログラムにはジェンダーを考慮したリスク分析と同時に、リスク軽減・緩和戦略も含まれる。それはより広範囲な「ジェンダー平等」に対して抵抗力となり得る箇所を特定し、プログラム設計時にそれらに適切に対処するためである。
- プログラム設計にあたっては、「ジェンダー平等」の進捗状況、そして学びを共有する仕組みも含まれる。
- 男女別と年齢別に分けられたデータの集計を含むモニタリング、評価、調査の枠組み。
- すべてのプログラムにおいて、ジェンダーの公正の効果的な推進に必要な人的・財政的資源が配分される。

Area 3: Partnerships

パートナーシップ

- プランは「ジェンダー平等」と「子どもの権利」を推進する効果的な戦略として、あらゆる階層の幅広いパートナーと協力して活動を行う。
- プランはパートナーシップ、提携、同盟への取り組みに関して、「ジェンダー平等」の理念が共有できているか評価を行い、ネットワークや同盟における影響力を活用して、この理念をまだ共有していないグループに対して変化を及ぼすべく活動する。
- パートナーの能力開発に対するプランの投資には、ジェンダー分析の実施や「ジェンダー平等」の主流化に関する研修が含まれる。

Area 4: Advocacy and Campaigns

アドボカシーとキャンペーン

- プランは政策提言や政策対話の際に、「ジェンダー平等」という目標を組み入れ、女の子や男の子たちが経験するジェンダー格差や力関係の不平等に取り組む。啓発活動では女の子と男の子、男女の能力を強化し、社会のあらゆる階層において「ジェンダー平等」の意識啓発を行う。
- プランは「子どもの権利条約」のモニタリングおよびシャドウ・レポートにジェンダー分析が確実に含まれるように、そして各国のデータ統計機構がジェンダー別のデータ収集と分析に関してより具体的な結果を出せるように働きかける。
- プランは「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)」および女性と女の子の人権に関する地域的・国際的組織への定期的・代替的報告の仕組みを積極的に支援する。

Area 5: Public Engagement and Communications

市民参加と広報

- すべてのマーケティング、資金調達、スポンサーシップ、キャンペーン、開発教育およびメディア向けメッセージは、「ジェンダー平等」に関するプランの理念を伝え、反映する。
- プランの広報はすべて、ジェンダーを考慮し、あらゆる人々を包含する言葉や画像を用い、ジェンダーに基づく固定観念を避ける。

Definitions 定義

ジェンダー Gender

ジェンダーの概念は女の子や男の子、女性や男性に帰属する役割や関係、価値に関する規範、期待、信条を指す。これらの規範は社会的に構築されたものであり、不変なものではなく、また生物学的に決定されるものでもない。時代の流れとともに変わっていくものである。これらの規範とは、人々が家族や友人、学校、コミュニティ、メディア、政府、宗教組織などから学んでいくものである。

ジェンダーの公平性 Gender equity

ジェンダーの公平性とは、女性と男性、女の子と男の子にあまねく公平であるという意味である。公平性を保証するため、女の子が男の子よりも経験することの多い社会的または歴史的差別、不利益に取り組むための対策が実施されている。ジェンダーに公平なアプローチは、的を絞った対策を通じてあらゆる資源や開発の恩恵へのアクセスとコントロールを確保する。例えば、女の子を対象とした奨学金制度は、すべての子どもたちに貢献できる、公平性のある取り組みの一例である。それは、教育を受けた母親の子どもは、女の子であろうと男の子であろうと学校に通え、教育の機会を平等に得られる確率が上がるからである。ジェンダーの公平性の向上は、「ジェンダー平等」を実現させる戦略のごく一部である。

ジェンダー平等 Gender equality

「ジェンダー平等」とは、女性も男性も、女の子も男の子も、社会において同じ地位を享受するということである。また、あらゆる権利を同様に持ち、地域社会において同様の尊敬を受け、人生を左右する決断について同様の決定権を持ち、これらの選択の結果を形にするために必要な力を同様に有するということでもある。「ジェンダー平等」とは、女性と男性、女の子と男の子が同じであるという意味ではない。女性と男性、女の子と男の子のニーズや優先順位は異なるが密接に関連しており、それぞれ異なる制約があり、異なる機会を享受する。社会における相対的な地位は、固定化されたものではないにせよ、男性や男の子が優遇され、女性や女の子が冷遇されるような基準に基づいている。結果として、各種の政策やプログラムによって、女の子や女性は男の子や男性とは異なる形で影響を受ける。「ジェンダー平等」の取り組みとは、この相対的な違いを理解し、それが固定されたものではなく変革できるものだとして認識し、その違いを念頭において政策やプログラム、社会的サービスを策定するというものである。最終的に、「ジェンダー平等」の推進とは女性と男性、女の子と男の子の間の力関係を変え、誰にとってもより正しい社会を作ろうというものである。

ジェンダーの公正 Gender justice

ジェンダーの公正の概念は、女の子と男の子の権利に関して責任を持つ者の役割を明確に示すものである。ジェンダーの公正とは、女性と女の子が男性と男の子に従属する結果を生むような男女間の不公平を終結させるということである。それは女の子と男の子、男性と女性が社会的資源や人生における決断を下す力、不公平を改善させる対策などを、必要に応じて等しく手に入れられることを意味する。ジェンダーの公正への取り組みとは、ジェンダーによる差別、排除、ジェンダーに基づく暴力に反対する姿勢を明らかにするということである。行政や保護者、教師など、子どもたちに責任を持つ者が人権、特に女の子と女性の権利を尊重し、保護し、行使する上での説明責任を果たしていく義務に焦点を当てる。

ジェンダーによる差別 Gender discrimination

ジェンダーによる差別とは、人がその個人的技術や能力ではなく、男性か女性かというだけの理由で扱いに差をつけられることである。例えば、社会的排除、意思決定プロセスに参加できないこと、社会的サービスや社会的資源へのアクセスやコントロールを制限されることなどが、差別に共通する結果である。この差別が社会秩序の一部となると、それは「体

系的なジェンダーによる差別」と呼ばれる。例えば、一部の地域社会では、家族は息子により高い教育を受けさせるが、娘は家に置いて家事を手伝わせることが多い。体系的差別には社会的・政治的根本原因があり、プログラム策定のさまざまな階層において対処される必要がある。

ジェンダーに基づく固定観念 Gender stereotypes

ジェンダーに基づく固定観念とは、社会的に構築され、正確かつ不変であると見られている女性と男性の異なる特性、役割、関係についての、これまで異議を唱えられることのなかった思い込みである。ジェンダーに基づく固定観念は教育や子育て、メディアの影響といったプロセスを通じて再生産され、より強化されていく。多くの社会において、女の子はすぐに返事をし、感情的であり、従属的であり、決断力を持たないようにしつけられる。その一方で男の子は主張が強く、何事にも恐れず、自立するように育てられる。ジェンダーに基づく固定観念は、こうした特性が社会における男女の役割やアイデンティティに持続的に与えられることによって生じる。ジェンダーに基づく固定観念は、人々の態度、行動、判断を形成する。それは女の子と男の子を一定の行動パターンにはめこみ、本当の潜在能力を十分に引き出したリ、持てる権利を行使したりすることができないようにしてしまう。ジェンダーに基づく固定観念は、その固定観念に当てはまらない者を社会的に排除することにもつながる。

エンパワーメント Empowerment

パワーとは、人が自分の人生と環境を形作るための能力である。パワーの欠如こそ、女の子と女性が自らの権利を行使したり貧困の連鎖から逃れたりすることを妨げる大きな障壁のひとつである。だがこれは、エンパワーメント戦略で克服することができる。ジェンダーに基づくエンパワーメントは、女の子の財産（社会的、経済的、政治的、個人的）を構築し、女の子が自分の将来に関する選択を行えるようなパワーを強化し、女の子の自尊心と、自分の人生は自分で決めると言う信念を育むものである。

ジェンダー主流化 Gender mainstreaming

ジェンダー主流化とは、組織の活動のあらゆる側面、システム、手法において「ジェンダー平等」を推進することである。これは組織が何を行うかを特定し（外的主流化）、組織がどのように機能するかを特定するものである（内的主流化）。ジェンダー主流化とは、「ジェンダー平等」の推進を目標とし、女の子と男の子、男女のそれぞれ異なる、かつ相対的なニーズを考慮して、すべての政策、プログラム、また組織的および管理上のプロセスを設計、実施、モニタリング、評価することである。ジェンダー主流化の目標は、女性、男性、女の子、男の子が自らの権利を認識し、不平等はずっと続くものではないのだと理解してもらうことである。

ジェンダー格差 Gender gap

ジェンダー格差は、男女、そして女の子と男の子の間で機会や社会的資源、成果の不平等な配分が行われていることを示す不公平の測定である。ジェンダー格差は通常、ジェンダー別の統計分析によって不平等の程度を示すことで明らかとなる。

ジェンダーに基づく暴力 Gender-based violence

ジェンダーに基づく暴力とは身体的、性的、心理的、時には経済的な暴力で、相手が男性であるか女性であるかという理由で行われるものを指す。ジェンダーに基づく暴力の被害となるのは女の子と女性であることがもっとも多いが、男の子と男性、特にその姿勢や外見が優位に立つ男性の固定観念に当てはまらない者も被害を受ける場合がある。ジェンダーに基づく暴力は個人による攻撃的な犯罪行為を指すこともあり、または社会的に認められ、政府当局が行うことさえある暴力を指すこともある。これには家庭内暴力、女の子や男の子の人身売買、女性性器切除、同性愛者の男性に対する暴力などの人権侵害が含まれる。